

## 戦間期日本農村における農業労働者と民族の問題

——奈良県川西村の大経営農家における『農家経済調査簿』を手掛かりに——

Agricultural Workers and the Ethnic Problem in Inter-War Japan:  
Clues from “Farm Household Surveys”

安岡 健一\*

Kenichi YASUOKA

In modern society, the acceptance of migrant workers occurs alongside mass movements of people across the world. The nature of the paths migrant workers take represents the transformation of agriculture, communities, and nations.

However, in Japan, the expansion in size of the average farm together with the acceptance of migrant workers has not been so rapid. From the beginning of the Meiji Restoration, the hiring of foreign people, except for some professional jobs, was strictly prohibited. The one exception applied to people from the areas that Japan occupied at that time. Although the numbers were small, they were important. Previous studies have made clear that there was an increase in the number of agricultural workers in 1920s. It needs to be clarified how each farm household employed its migrant workers.

For this purpose, I have conducted a case-study from the data of the farm household survey (農家経済調査簿) in inter-war Japan. This study focuses, in particular, on the nature of the labor involved, workers' ages, their wages, and their working hours, and Japanese farm management.

In this paper, we show a large firm in Nara Prefecture that hired some agricultural workers as indentured servants (in Japanese, *Nenko* 【年雇】). In spite of the name 'indentured servants', in practice, these people worked as day laborers. The Korean workers lived as more modern subjects than did traditional Japanese indentured servants in Japan's rural villages.

This is not a complete survey of Korean agricultural workers in Japan; it only discusses some kinds of farming households, but it makes it possible for us to think about diversity in agricultural history and to revise the myth of the exclusionary character of the Japanese village and its non-linear modernity.

### 1. はじめに

#### (1) 課題

近代という時代を迎えた19世紀後半のアジアでは、人間そのものを商品化する奴隷制の終焉と折り重なるように、人の大規模な移動が始まった。とりわけ東アジアの近代はいずれも欧米諸国に対する市場開放に始まり、そのことが在来の人びとの生き方・働き方を変えることを強い、不安定化に起因する社

会変動は、戦争と革命、植民地支配と人種・民族が敵対する時代をもたらした。移動する人びとの働く先は、飛躍的に拡大した都市における下層労働、鉄道敷設や炭鉱などとともに、農業部門への就業が多かったといわれている。近代アジアを歴史的に捉えようというとき、人の移動という要素を抜きにするのは今や不可能であることは共通理解になったといつてよいし、そこで農業は重要な意味もっていた (Amrith, 2011, Sucheng, 1991)。

これに対して一般に、日本の農村が移民を受け入れてきたとは認識されていない。日本農村は、従来の研究が明らかにしたように、ただその「過剰人口」を滞留させ、あるいは都市や海外という外部へと送

\*同志社大学大学院・日本学術振興会特別研究員 PD

出ただけだったのだろうか。そしてこの農村という場において、自然と結びつくかたちで織りなされる人間の諸関係は「共同体」として捉えられてきた。この「共同体」という概念が、しばしば土着的な、永続的な関係の象徴とされてきたことは、人の移動性についての認識（不足）と深く結びついているように思われる。

そうした認識の背景には、そもそも明治維新以来日本政府が外国人の土地所有はもとより、農業部門への就労すら法的に禁止していたため、外国人の滞在がきわめて制限されていたということがある。実際、日本の農業において「外国人」という他者を受け入れた例はほとんどない<sup>(1)</sup>。しかし例外はあった。その例外が、日本が強権的に併合した植民地の出身者たちである。彼ら、彼女らはさまざまな点で制度的に差別され日本人と同じ扱いはされなかったが、同時に、完全な外国人扱いもされなかったのである。

近年の研究によって、植民地支配の開始以後1920年代に農業労働者として登場する朝鮮人が、1940年代の戦時期と戦後改革期を経て定着してゆく過程の見取り図が示された(安岡, 2010)。しかし、その端緒となる1920年代については全体的な増加の事実の指摘と農業研修生制度の存在が言及されるにとどまっており、多様な雇用形態や村落における具体的なあり方の検討は不十分のまま残されていた。本論では、まずはじめに1920年代を中心とした農業労働と民族の関係が変化してゆく概略と地域差について確認し、次いで現実の農業経営における朝鮮人雇用の実態がどのようなものであったかを明らかにする。このことを通じて、いままで未解明であった日本農村のもう一つの姿を明らかにし、それを手がかりに植民地を含めた帝国の近代という時代について考察したい。研究史上における1920年代認識は、小作争議を通じた農村における地主小作関係の変容ということがこの時期の特徴として半ば常識化しているが、近代における「矛盾」は一様ではありえないことを改めて確認してゆきたい。

本研究の意義は単に帝国日本の過去の事実を発掘することにとどまるものではない。こうした探求を通じて、農村と人の移動との関係に関心を強めている現代村落社会研究の動向(熊谷, 2004)、とりわけ農業労働力問題としての農業研修生制度の研究に対して、歴史的バックボーンの解明をもって寄与することが、本論が負っているもう一つの課題である。

## (2) 方法

研究のための資料として京都帝国大学農学部農林経済学教室が作成した『農家経済調査簿』(調査簿番号309KT, 1928年、以下『農家経済調査簿』と略記)を主に利用したい。この簿記資料『農家経済調査簿』については近年計量的な分野から注目を集め多角的な研究がなされているが、ここでは荒木幹雄に倣い、農業労働の実態を示す資料として依拠するものとする(荒木, 1996)。ただし、その際には経営分析というよりも、あくまでも民族問題に焦点を当てるという目的に則して、差異がもっとも明瞭に現われる労働者の「休日」のあり方に着目して労働と生活のあり方にアプローチしてゆきたい。また他に、農業史および在日朝鮮人史研究等、多くの先行研究の助けを得たが、それぞれ必要になる際に言及してゆく。

## 2. 農業労働者と民族の問題

1920年、日本にいる朝鮮人のうち、農業になんらかのかたちでたずさわる者は、全国で1,287人であった(内閣統計局, 1925, 240頁)。それが1930年になると、一挙に約2万人に増加し、在留朝鮮人の有業者中7.7%を占めるに至った。比率からすれば全体の増加を上回る勢いで農業への就業が増加し、また有業者中の比率からも農業部門は決して無視できない位置にあった。そして、そのうち「作男・作女」(≒年雇)が8,661人(男8,571人、女90人)で相当な部分を占めていた(作男の数は道府県別統計の合計は8,598人になり若干のずれがある)<sup>(2)</sup>。したがって、この期間の特徴とは、農業労働者、とりわけ「年雇」としての定着が進んだことにあるというべきである。年雇のあり方は、賃金形態、通いか住込みかの違いなど、地域的に多様であるが、ここではさしあたりもっとも包括的な、「1年間を単位として雇用され農業に従事するもの」として理解しておく。

また、そもそもの年雇の形態の違いも反映してのことか、年雇としての定着は地域的に大きく異なる。全国レベルで見れば、「作男・作女」の総数は、1920年の約38万5,000人(農商務省農務局, 1921)<sup>(3)</sup>から30年に約24万7,000人へと減少した。このとき、全体のうち朝鮮人の比率は3.5%である。しかし、年雇が集中的に存在する東北地方では朝鮮人が少なく、年雇の激減を見た西日本では朝鮮人の数が多いわけであるから、少なくともそれぞれの府県ごとのあり方を確認する必要がある。加えて、日本人年雇の場

合には子守や洗濯を中心とする家事＝再生産労働に主に従事する低年齢の女子児童が多数含まれているが、朝鮮人年雇の場合はほとんどそうした形態が存在しないため、統計では「作男・作女」とされているが、とくに「作男」に注目するべきである。そこで府県ごとに「作男」の民族別比率をみてみると(表-1参照)、東北地方にはほとんど存在しない一方で、北部九州から近畿を中心とする西日本および北海道にはかなり存在したことがわかる。

とりわけ年雇の減少が著しかった奈良県における40.3%が全国でも突出しており、近畿地方では和歌山県(29.1%)、大阪府(28.8%)、京都府(27.1%)と、年雇労働の民族的代替が相当程度すすんでいたということが確認できる。

各地における朝鮮人雇用率の高さについてはもともと朝鮮人の滞在が多い地域であるというだけでなく、その地域の農業のあり方に加えてどのような形態で兼業の可能性があったのかということと関係があると思われる。朝鮮人の農業就業といっても、農業のみで生計を立ててゆく層というのはごくわずかであり、背景には兼業の広がりやを想定しておく必要があるからである。奈良県、和歌山県や中国地方では炭焼き労働が多かったことが関係していると思われる。

『農家経済調査簿』に記載された「村勢」に関する部分から、村落における労働力の状況を示す具体的な記述のうち、関連する部分をいくつかとりあげてゆくと、京都府南桑田郡大田村では「年傭労働者は鮮人にして村内を通じ五～六名位あり内地人の年傭となるものほとんどなし鮮人給料は凡内地人の給料に比し六割位安価である」(調査簿番号153)として、低賃金労働力として導入されていることがわかる。また都市部である京都市内においても、農業労働について「雇労働者はほとんどなしたい朝鮮人を使役す」(調査簿番号195)という記述があり、都市雑業層が担う日雇労働の一種としても農業労働が存在したことが確認できる。統計上、これらは必ずしも農業労働従事者として把握されるわけではないことから、当時の農村(あるいは都市部の農家)における農業労働は、統計数値以上に民族的混淆状態を想定するべきではないだろうか。この点は次章以下で再び検討したい。

さらにこの時期、各種の土木事業が地方において実施される際、その現場で労働者として働くことをきっかけに農村定着が始まるケースがしばしばみられるということである。労働者の宿舎である「飯場」

表-1 「作男」人数における朝鮮人比率(1930年現在)

	全体(人)	朝鮮人(人)	百分率(%)
北海道	16,633	1,256	7.6
青森	5,310	2	0.0
岩手	2,885	7	0.2
宮城	13,285	7	0.0
秋田	13,269	1	0.0
山形	15,595	1	0.0
福島	7,475	12	0.0
茨城	5,440	61	1.1
栃木	6,120	8	0.1
群馬	5,446	17	0.3
埼玉	10,012	13	0.1
千葉	4,573	50	1.0
東京	6,269	27	0.4
神奈川	3,475	61	1.8
新潟	9,700	35	0.4
富山	611	12	2.0
石川	384	38	9.9
福井	201	39	19.4
山梨	2,376	240	10.1
長野	3,595	368	10.2
岐阜	1,406	224	15.9
静岡	2,923	177	6.1
愛知	780	219	28.1
三重	765	96	12.5
滋賀	236	49	20.8
京都	978	265	27.1
大阪	1,762	508	28.8
兵庫	1,855	223	12.0
奈良	1,172	472	40.3
和歌山	992	289	29.1
鳥取	477	92	19.3
島根	1,015	65	6.4
岡山	1,594	351	22.0
広島	1,246	177	14.2
山口	2,002	638	31.9
徳島	1,112	27	2.4
香川	1,151	24	2.1
愛媛	2,412	41	1.7
高知	1,619	31	1.9
福岡	4,241	1,069	25.2
佐賀	1,996	481	24.1
長崎	2,412	87	3.6
熊本	8,313	414	5.0
大分	2,225	260	11.9
宮崎	5,495	27	0.5
鹿児島	5,972	37	0.6
沖縄	4,643	-	0.0
合計	193,448	8,598	4.4

内閣統計局、1933～1935より作成

はたいていの場合、事業が実施される期間だけ設置され、それが終われば撤去され存在したことも忘れ去られていくものであるが、そこから新たな関係が生じることもある、ということである。資料からは、鉄道敷設、耕地整理土木事業等を通じて農村に居住がはじまるケース(調査簿番号155:京都府中郡吉

原村)、またとくに1927年の丹後震災からの復旧土木工事の実施を契機としているケース(調査簿番号187:京都府中郡五箇村)がみられる<sup>(4)</sup>。いわば都市雑業と農村雑業の交雑がみられるのである。鉄道の延伸と、都市の拡大こそ、これらの変容の背景となっていたとまずは言うことができる。

### 3. 奈良県磯城郡川西村の近代

このような状況であったことをふまえて、個別の事例をみてみたい。本論で対象とするのは、奈良盆地のほぼ中央部に位置する奈良県磯城郡西部北端、川西村の一農家である。川西村は結崎、下永、梅戸、吐田、唐院、保田という大字からなり、1927年当時、人口4,997名で戸数は947戸、うち630戸が農業に従事する農村であった<sup>(5)</sup>。盆地最低部(海拔50メートル以下)に位置し、佐保川、初瀬川、寺川、飛鳥川、葛城川が合流して大和川に連なる地域である。とりわけ大字結崎は寺川右岸にあり、高い水田率<sup>(6)</sup>に照応して、伝統的に治水が共同性のあり方を強く規定してきた村であった(川西村史編集委員会、1957、386頁)。

川西村は、芸能に関心がある立場からは観世流の能楽所縁の地として、そして人権問題に関心がある立場からは、同村大字下永、梅戸の水平社社員たちを中心として、右翼組織<sup>すいこく</sup>国粋会に集団的に反抗した1923年の「水国争闘」の名とともに記憶されているだろう<sup>(7)</sup>。

改めて、先行研究に学びつつ当地の労働力問題と農業の変化について概要を確認しておきたい。まずは奈良県における労働力のあり方、とくに年雇の状態を確認しておく。19世紀末から戦時期に到る農村からの労働力流出構造を、寄留統計を資料として分析した清水洋二の研究によれば、この奈良県は一貫した雇用労働力の減少と流出を示す地域であった(清水、1983)。年雇の数をみると1920年を100とする指数で1930年には36にまで大きく減少していた(清水、1991、43頁)。これだけをみれば奈良県もまた近代化のなかで前近代的な労働形態が消えていったということとなるだろうが、減少と同時に起きていたのは朝鮮人による置き換えである。奈良は、前章で確認した通り、1930年までに日本でもっとも朝鮮人年雇の導入比率が高まり、唯一40%に達していた県であった<sup>(8)</sup>。

年雇の分析に際して重要となるのが、このカテゴリーが指し示す内容が地域によって、時代によって

異なるという点である。金谷嘉郎は幕末期の大字結崎を対象に、農業労働者のあり方を分析している。それによるとすでに天保期には同村で賃金支払いの存在しない「人身売買の関係」である長年季奉公人はほとんどその姿を消し、かわって日割奉公人という雇用労働者の存在が主流を占めるに至っていた。加えて重要なのは、こうした奉公人の確保がおおむね半径2キロメートル以内という局所的な経済圏の中でなされていたことを実証した点である(金谷、1962)。こうした近世以来の労働形態は、近代において、そして植民地支配という異民族支配を組み込んだ体制の下で、いかに変容したのだろうか。

次に、市場経済の影響を考える。川西村において近世期の主たる生産物は綿花であったが、これは開港後の貿易による綿花価格の暴落の影響が本村を直撃したということの意味する。19世紀中ごろから世紀末にかけてのこうした諸条件の変動をうけ、1907年には磯城郡の地主団体は次のような声明を出している。「現今商工業の発達に伴い農事労働者の漸次都市に吸収され海外出稼人の増加せるは著しき現象なりとす。今之れを等閑に付せんか将来の農操(農業・農村経営の意—引用者注)上思い半ばに過ぎるものあらん」<sup>(9)</sup>。農工の間の賃金格差に起因する都市部への移住と海外出稼が、農業経営・農村運営上、とくに労働力を確保するうえでの大問題とされていたのである。

こうした状況を変化させたのは貝鉤産業の興隆であった。日露戦争のころから川西村に導入された貝鉤産業であったが、洋服の浸透に伴い需要を増し、さらに日本による青島占領、および引き続くドイツの敗戦によって、競合相手であるドイツ商人が撤退し、貝鉤の原料供給地である南洋群島が委任統治領として勢力圏に組み込まれたことを背景に、1910年代後半にはブームと呼びうる状況が川西村を中心とした磯城郡地域に現われたといわれる。1920年代以後、ブームは去って生産額は大幅に縮小したが、それでも大規模な人口流出には歯止めがかかったようである。しかし同時にそれは賃金の上昇も結果し、零細小作農出身者が年雇より貝鉤製造に従事するケースが増えたことで、経営面積が1町5反から2町程度の農家の経営が崩壊することにもつながった(農林省農林経済局農政課、1959、11と144頁)。それゆえ労働力の合理的な利用のための耕地整理(水田化)が如上の過程と並行して進行したと考えられる(川西町史編集委員会編、2004、354頁)。

世界的な商品市場への包摂と景気変動の影響によ

り当村における人びとの生き方は大きく変容していた。海外も含めた人の流出に続き、家内工業の発達に伴う児童をも含む賃労働の普及がその基底にあった。そしてもう一つの変化が、次に取り上げる大経営K家にみられる植民地出身者、朝鮮人労働力の導入なのである<sup>(10)</sup>。

#### 4. 大地主K家の経営と「年雇」

##### (1) 経営

1928（昭和3）年、26歳の青年が経営の担い手となるこの農家は、日本人年雇3人<sup>(11)</sup>に併せて、いづころからかは不明であるが、住込みの朝鮮人年雇（最少時2人～最大時6人で、計10人が1年間に本経営に関わった）を雇い、自家経営として40以上の地片に分散する約9町歩を経営していた、同村でまぎれもなく最大の経営であった。維新前には郡山藩の金融方を務めたといわれる同家（鈴木、2004、9頁）は、松方デフレ期に土地を集積した後、溜池の設置を唱導し、自らの所有地12町歩を溜池設置のために提供するとともに、経営者の祖父と推定される人物は村長を務め、その後に県農会から農事改良や小作人保護の功績により表彰されていた（1907年）、企業家的性質を兼ね備えた「名望家」といってよい存在であった（農林省農林経済局農政課、1959、27頁および川西村史編集委員会、1957、290～292頁）。

他に村内外に広く小作地を有していたことは、労働内容に小作地検分や、小作米の商品化過程が含まれることから容易に推察されるが（おそらく総所有耕地は20町歩前後）、正確な面積は不明である。『農家経済調査簿』は通常、農家世帯の所有財産や活動が詳細に記録され、経営外の児童の学業なども含むさまざまな事項が記載されているが、当該農家の調査簿は小作地についての記載がなく、独立した経営についてしか記載されていないのである。

本経営における商品生産の中心は稲作である。作付は第1回小麦／第2回稲／第3回では紫雲英や蚕豆（空豆）といった作物をつくる「大和農法」と呼ばれる輪作体系を構築すると同時に、大阪や京都へ出荷する進物用の葡萄、西瓜などの果樹・野菜生産を複合させることで、大都市近郊という条件を生かした多角的な経営を行なっている（大阪電気軌道結崎駅の敷設は1920年代初頭）。米は生駒での博覧会に出品するなど、商品化への意識も低くない（9月16日）。『農家経済調査簿』記載の「生産概況」によ

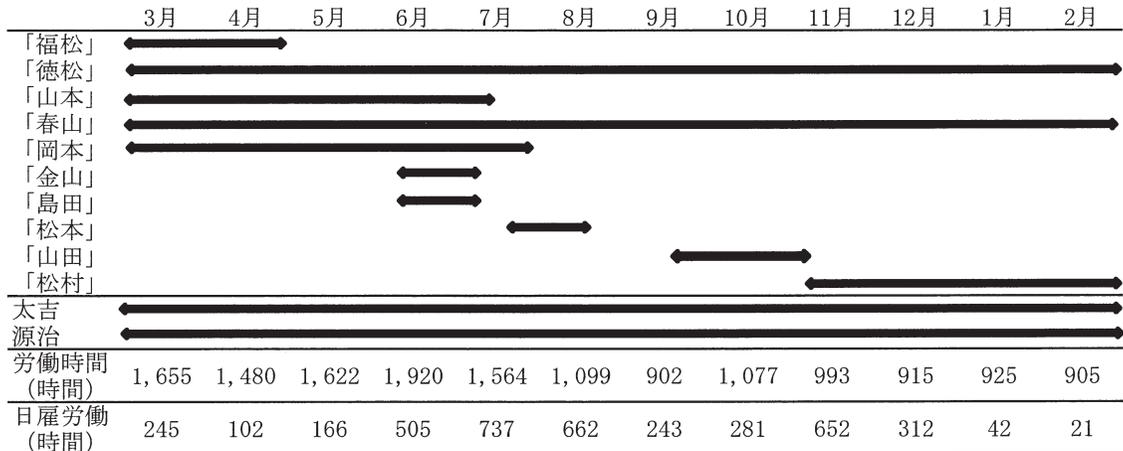
れば、米は約85反で粳506石を生産している。本経営の米は粳摺により約半量が玄米となるので反収はおおむね2石9斗となることをみると、当時の当該地方においては高い収量を実現していたといえる<sup>(12)</sup>。養蚕も集落内に一定程度存在したが、ここでは桑を栽培・販売することにとどめ、養蚕は行なっていない。さらに、大量の現物小作米を取得することから、この家では商品化過程、とりわけ「調整」に多大な労力を要していた。対策として導入した火力乾燥機は当時最新の設備であり千葉県穀物検査所からも視察が訪れる（1929年2月5日）など、先進的な経営であったといえることができる。さらに、経営者は1929年の紀元節を期して結成された小字（この地では垣内<sup>が</sup>という）の農事実行組合の顧問にも就任しており、名実ともに地域農業の指導的存在であったということも重要な個性であろう。

本経営は、年雇に日本人と朝鮮人、さらに入りの者を日雇で雇う「臨時雇」、下女とさまざまなカテゴリーの雇用形態を組み合わせることで成立している。臨時雇においても当時の性別役割分業に基づき、苗取りは女性が担うなど、民族的、ジェンダー的、世代的にさまざまな差異が労働過程に複合的に組み込まれていた。総労働時間からそれぞれの形態の比率をみれば、年雇76.3%、臨時雇20.1%、手伝い0.2%、下女3.6%である<sup>(13)</sup>。ゆえに、労働力の基本は年雇によって確保されていたといえる。

##### (2) 日本人および朝鮮人年雇の雇用

次に労働者の雇用の実態を見てみよう。『農家経済調査簿』をみてもまず目を引くのはその名前である。本経営に1年間で関与した朝鮮人農業労働者は短期間の者も含めると10名に及ぶが、その名はすべて日本式の苗字で記載されている。17歳の少年である「徳松」を除けば、みな20代から30代前半であり、植民地支配の開始以前に物心がついた青年たちであった。対する日本人の年雇である太吉と源治はそれぞれ高等小学校を卒業した20歳、23歳と20代前半である。

経営者はどのようにして彼ら朝鮮人労働者を雇い入れたのだろうか。新たな労働力を必要とするとき、経営者は大阪を訪問し、ブローカーと思しき人物に相談している（6月5日「鮮人農夫傭入レノタメ上阪荒木・井上両氏ニ会フ」）。すると翌日にはもう川西村まで労働者2名が到着しているというように、労働者斡旋のネットワークは広範かつ確固たるものであったこと、そして雇用主の要求に直ちに応えう



注：「福松」から「松村」までが朝鮮人労働者であり、太吉と源治は日本人労働者である。  
 (「調査簿番号309」『農家経済調査簿』より作成)

図一 農業労働者の雇用期間と労働時間 (1928年3月—1929年2月)

る流動的な失業者層が常時存在したことが推察されるのである<sup>(14)</sup>。その期間は短いものでは農繁期の1か月間というような季節雇の形態もあり、1年間を通じて雇用されたのは、成人1名(「春山」、少年1名(「徳松」)のみであった。かつて近在の村々から求められていた農業労働者のあり方は、大きく変化していたといえる。

このように大量の雇用労働を利用して本経営では、労働のピークは米生産に規定されるため、6~7月に訪れる(図-1参照)。とくに6~7月を挟んだ3月以後8月までの時期は総労働時間が長い。ただし8月には、草取りに加えて葡萄(キャンベラ、デラウェア)や西瓜の出荷のために労働時間がかなり割かれている。またこうしたピークとしては現われないが、雇用労働を必要とする理由に、収穫後の米の調整に多大な労力が必要であったことがあげられる。火力乾燥機を導入してもなお1月中旬から2月末までの期間、かなりの部分が調整過程にあてられていた(乾燥機を利用して1日で乾燥すると仮定すれば、調査簿に記載されている小作米は総計720石に及ぶ<sup>(15)</sup>)。この点は、小作料を収める側の農家と、必要とする労働量が大きく変わってくる点である。1人1人の労働時間は農閑期・農繁期を問わず1年を通じてほぼ1日10時間(おそらく実労働時間で拘束時間ではないと思われる)と一定であり、雇用する人数によって調整するのが方針であったようである。

労働時間は本調査簿では日本人・朝鮮人の区分がなく、また当日何人が働いたかも明記されていないため、分業の実態は明らかにできない。労働の内容

は稲作を中心に、経営のあらゆる範囲に及び、それに加え、祭礼時の餅つきや、遠方に行く家族の付き添いなども含まれている。

同じ年、京都府天田郡の自小作中農の養蚕農家の『農家経済調査簿』によると、戸主の労働が農繁期のピークには1日19時間に達する日があり、14歳の子どもですら10時間以上最大16時間に到達する労働を行っていたケースが記録されている。その農家を分析した荒木幹雄はそうした状況を「生理的限界に達するまでの労働力の酷使」と評したが、それと比べれば労働時間だけみると異なる状況であったようである(荒木、1996、297~320頁)。

労働への対価として、賃金は朝鮮人労働者に対しては毎月1日に支払われる。金額は個人により若干変動するものの、朝鮮人年雇の場合、1日あたり農繁期には約1円、農閑期には70銭弱である。住込みの家賃および食費は徴集されていなかった<sup>(16)</sup>。日本人の日雇いの相場として定められた農閑期1円、農繁期1円60銭と比べるとそれぞれ6~7割程度というかたちで賃金に差がみられる。通年で働いた年雇・春山の場合、受け取った賃金の合計は271円15銭、年少の徳松は166円62銭であった。

日本人年雇の場合はどうだろうか。その賃金をみれば源治は年額280円、太吉は275円一括先払い(1929年1月15日)であり、これを月で平均すると23円強となる(ただし、管理を主な業務とする通いの年雇のみ年420円)。両者の比較のため、1年間の総休日を見れば日本人・太吉は76.5日(月平均6.4日)、朝鮮人・「春山」は45.8日(月平均3.8日)となるこ

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	休日			
3月							△		○													△		○								○	4		
4月		○	○	○	○	○									○		○														○	4			
5月	△																															○	3		
6月	○	△																															○	8.5	
7月			△																														○	4.5	
8月																																	△	7.5	
9月																																		○	6.5
10月																																		○	5
11月																																		○	10.5
12月																																		○	3
1月																																		○	6
2月																																		○	12.5

出典：『調査簿番号309』『農家経済調査簿』より。  
 ○=全休、△=半休  
 ※資料中、太吉を太治郎と表記してある日もあるが、同一人物であると解釈するのが妥当である。  
 ※1：『日誌』結崎区有文書、川西町教育委員会所蔵より。

図-2 農業労働者の月別休業日（年雇・太吉）（1928年3月—1929年2月）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	休日			
3月	○						△								○		△				△												○	3.5	
4月	○		△												○																		△	3	
5月	○														○																			○	3
6月	○														○																			○	2
7月			△																															○	5.5
8月																																		△	3.5
9月																																		○	3.5
10月																																		○	2.5
11月			△												△		△																	○	7
12月																																		○	2.5
1月																																		○	5.3
2月																																		○	4.5

出典：『調査簿番号309』『農家経済調査簿』より。  
 ○=全休、△=半休

図-3 農業労働者の月別休業日（年雇・「春山」）（1928年3月—1929年2月）

とがわかった<sup>(17)</sup>。年取だけでみれば太吉と「春山」は275円と約271円でさほど変わらないが休日の量における差が歴然としていた。

なお、賃金のみに局限するならば、農業労働と家事労働という違いはあるにせよ、より顕著な賃金格差は民族間ではなくジェンダー間に存在したことも付言しておく必要があるだろう<sup>(18)</sup>。

朝鮮人年雇は、本経営内の労働だけに従事していたのではない。6月24日、この日は葬儀のために「手伝い」を除いて農業労働はなかったが、夜8時から増水対策である溜池の汲みあげ作業に「徳松」が参加しており、村役にも参加していた。当然、ともに働く村人も「徳松」の存在を認識していたであろう。

本経営に見られる多様な雇用形態を併存させる方

法が自覚的な労務管理的観点からなされた配分であるかどうかは資料から直接に読み取ることができない。しかし、この当時、雇用者層が労働者の管理という課題に気を配っていたことは間違いない。1920年代なかばに『奈良県農会報』に掲載された「雇人の待遇法」では、「人前では必ず叱言いはぬこと」「長所と短所を吞込んで使ふこと」「誰にも同じ態度言葉を使ふこと」「常に希望を持たせて榮達を計ってやること」などとして雇用者の心得が記されており、労務管理は経営者たちの共通課題であった<sup>(19)</sup>。この家でも慰労として温泉に行くときには日本人も朝鮮人もともに参加している（8月24日）<sup>(20)</sup>。他に日本人労働者がいなかったわけではないことは、臨時雇として当家に「出入り」の者を大量に雇用しているこ

とからもわかる。

実は、19世紀初期にはすでにこの地域の地主による労務管理的な発想が『農書』に記録されている。徳永光俊が明らかにしたように、乙木村（現天理市）の庄屋山本喜三郎は1823年に執筆した『山本家百姓一切有近道』の中で、奉公人たちだけで芝刈に行かせると道草、昼寝をしてしまうなど労働の「質」が顕著に低下することを指摘し、対策として1人1人にノルマを課すこと等に加え、年雇の中に日雇を混ぜることで競争をさせ、労働能率を上げる方法を考えていた（徳永、1997、119～120頁）。異なる雇用条件のものを混在させて競争を促す発想がこの地域の経営者層に共有されていたとしても不思議ではなく、朝鮮人の雇用もその応用であるとも考えられる。加えて、この当時の農民組合などの運動体の形成が共同体的関係に依拠していた場合も少なくないことを考慮すると、単に作業上の能率面だけでなく争議化するリスクを回避していたとも考えられる。

ただし、こうした手法が同時に村民の不興を買うリスクもあっただろう。下ビルマ農村を事例にJ・スコットが論じたように「他所者」の雇用は経営者にとって望ましいかもしれないが、共同体の規範に抵触する可能性も小さくないからである（スコット、1999、92、111頁）。

付言すると、こうした労務管理をただ経営者の戦略としてのみ考えるのは妥当ではない。少なくともここ結崎では、100年以上前から農家奉公人＝農業労働者と雇用者とのあいだで労働条件をめぐる緊張に満ちた交渉が繰り返されてきていた<sup>(21)</sup>。そうした結果として日本人年雇の雇用条件が上昇したことによる雇用条件の差異という側面も、それが結果として民族「差別」として現象しているにせよ、無視することはできない。

## 5. 年雇労働者の休日にみる生活のリズム

そして本論でとくに注目するのはこの労働者たちの休日である。すでに述べたように、労働内容としては朝鮮人と日本人とが区分して記述されているわけではなかったが、その差異が明瞭になるのが休日、とくにその休み方であった。歴史学や民俗学によって、祝祭日として現われる国家儀礼は、国家による国民統合の手段として位置付けられてきた。かつて有泉貞夫は、自己完結的な村の生産と民俗のリズムにかえて、近代における休日の設定と実施は、天皇制国家のリズムを浸透させ、それをもって国家（天皇）

あつての村・家・自分という感覚を農民のなかにつくり出そうとしたと指摘した（有泉、1968、68頁）。たしかに人びとの暮らしのリズムとその共有の度合いは集団のあり方と密接にかかわっているだろう。

それでは、この経営、この農村での休日とはどのようなものだったのか。先進的な経営であるとはいえ、なお除草や収穫などは人力に依拠しており、牛耕も機械化された乾燥工程も過酷な労働であったことを勘案するならば、そこから解放される休日の意義は、本人たちにとっても小さくなかったであろう。ただし、絶えず失業のリスクに苦しみ、少しでも現金を稼ぎたい労働者にとって常に望ましいものだったとまではいえないかもしれない。

通年で働いた日本人年雇・太吉と朝鮮人年雇・「春山」の休日を『農家経済調査簿』から抜きだして示したものが図-2と図-3である。ここから日本人・朝鮮人の両者が異なるリズムで生きていたことが明瞭である。朝鮮人労働者の公休日は毎月1日と15日と定められていた。地域にもよるだろうが、日本農村では1960年代に至っても農休日がきちんと守られないことに青年層が強い不満をもっていたことを考えると、定休日の導入は一つの驚きである。定休の導入の背景には都市の工場労働における労働条件が労働市場を媒介として反映していることなどが考えられるが、正確な理由は不明である。このほか年中行事などによる休日が随時ある。それ以外に休んだ場合には給料はその分日割りで差し引かれる。この点が伝統的な「年雇」と大きく異なる点である。この農家で働く朝鮮人労働者は、名称こそ「年雇」とされているが、実際には日雇、あるいは季節雇という方が適切な者もあり、高い流動性をもっていた。雇用の際にはあらかじめ雇用期間を定める場合もあったし、また、仕事を辞めさせられ、あるいは帰郷のために自ら辞めていた。

改めて図を参考に、休日の量的側面だけでなく「休み方」に注目してみたい。共通して休日（および半休）となっている日を括りだせば、それは「国家儀礼」と川西村の「民俗行事」である<sup>(22)</sup>。国家儀礼としては、春季皇霊祭（3月）、神武天皇祭、天長節（4月）、天照皇大神祭（7月）、秋季皇霊祭（9月）、明治節、天皇即位式、大嘗祭、大饗宴、行幸啓（11月）、紀元節（2月）があり、民俗行事としては、氏神稲荷祭（3月）、招魂祭（5月）、早苗祭、村薬師祭、金毘羅祭、村地藏会（7月）、墓会<sup>(23)</sup>（8月）、太神楽（9月）、氏神祭礼（10月）、氏神フィゴ祭（12月）、田舎の正月（2月初日）がある。このほかに、農作業の節目に村が公休を取

る日もあった。村の公休のほか、太吉たち日本人年雇の場合、「私休」と記載された休みの日付を見れば、5月5日や9月9日の「節句」や、9月3日の「宵宮」、11月16日の「亥の子」などの伝統的行事と重なる日が少なくない。村の行事だけでなく、家の行事についても休みをとっていたことがわかる。

確かにこれらの行事には国家からイデオロギーの意味が付与・宣伝されていたし、それが生活の場からみるならば、労働からの解放という性質を帯びていたがゆえに、その2つが合わさる形でイデオロギー的な統合に寄与した側面はあったとして不思議ではない。他方で、植民地出身者にとっては同時に異民族として、日本の伝統と村の紐帯を共有していない自己を再認識する契機ともなっただろう。

というも、これらの年中行事に伴う休日を見ると、日本人年雇の場合、休日当日の前後に、村で行事を実施するための準備や「レンド」（一般には「レンゾ」と呼ばれる（市川、2010））、あるいは神事としての相撲大会開催という理由で付随した休日を得ていたのに対し、朝鮮人労働者にはそれが見られないという、行事の実施段階での違いが浮き彫りになるからである。行事の当日こそ共有しているが、同時にそこでは付随する村の行事において休める／休めないという差異が存在した。地域は、統合の具体化の場であり、それゆえほころびる場であった。

日本人の年雇は村の民俗行事の他にも青年訓練や、青年会（運動会や慰安旅行）、実家への帰省（「藪入り」「養父入り」と表記されている）、あるいは徴兵準備などのためにしばしば休んでいる。私的休暇にも、隣家の棟上げや親族の結婚、自宅の田植など地元のつながりに規定される休日が散見される。とくに源治は病気のため、10月に16日以上休んだこともあった。日本人の年雇の働き方からは、彼らが家と村の多元的な人間関係に結び付けられて／拘束されて生きており、そうしたなかで国家とのつながりも担保されていた様子が見える。

移民である朝鮮人労働者の生活には、こうした多元的なつながりが欠けている。とはいえ、友人が訪ねてくる日（3月18日）も存在し、「春山」と「徳松」は連れだって大阪に出かける日もあった（7月4日）。彼らは内地の農村において完全な孤立状態で暮らしていたわけではなく、移民という不安定な存在なりのつながりが存在したこともまた事実である。彼らが民族的なアイデンティティを保持しながら働いていたことは、2月10日に朝鮮人年雇（松村と徳松）だけが旧暦の正月を得ていることから推し量るこ

とができる。日本人農民とは異なる休みを得る日に、故郷に思いを馳せていたのではないだろうか。

1928年11月10日、京都御所紫宸殿にて開催された天皇裕仁の「御即位式」のため、K家でも午前中に家の掃除を済ませた。川西村では一同公休をとり、神社に集い「万歳三唱」を行なった（結崎区有文書『日誌』参照）。朝鮮人年雇たちも参加したのだろうか、参加したとすればその胸に去来したのはどのような思いだっただろうか。

## 6. むすびにかえて

本論では1920年代をつうじて激増した朝鮮人の農村における主な就業形態である年雇に着目してきた。本論で明らかにしたことにくつか補いつつ、冒頭にかかげた課題へのさしあたっての答えを示したい。

近世末から20世紀初頭にかけて年雇という労働形態は激減し、1920年代に西日本ではその姿をほとんど消した（大概、1941、87頁）。年雇は身分制のカテゴリーであり従属的存在であり、近代的発展の中で消滅していくものと考えられていたため、この過程は賃労働を原則とする労働市場の発展の結果＝近代化の一階梯であると把握されてきた。しかし、本論で明らかにしたように、姿を消したかに見えた年雇は数を減らしつつも植民地出身者によって実質的に日雇労働者化するかたちで代替されていたのであり、日本における近代化を考えると、この質的転換にも着目する必要がある<sup>(24)</sup>。市場経済の発達と工業化の過程での農工間賃金格差拡大を背景として、低賃金労働力としての移民労働力の導入は戦前においても植民地関係を基盤として徐々に進行していたのである。

そして、資料に示された雇用の内実をみれば、年雇という名称でありながらも、通年で雇用されるものと、農繁期のみ雇用されるものがあつた。このように月単位での調達も容易であつた朝鮮人労働者の持つ、経営者にとっての「魅力」は小さくなつただろう。これに対して日本人年雇は村の内部の存在であるがゆえに、さまざまな伝統的慣習、および青年訓練から徴兵に到る「公民」としての義務に拘束されていた存在であつた。また、被雇用者数が農繁期にピークを示しているということは、10月1日を規準とする国勢調査や年末を規準とする内務省調査は、朝鮮人の農業就業を示す数値としてはほとんど最小値を示すものとして考える必要があることも明らかにできた。

この点と関連して指摘しておくべきは、ここでとりあげた企業的な経営が、地域における労働者の不足への受動的対応とは必ずしもいえないという点である。川西村において、労働力の状態は「過」と記されていた。同時代の文献もまた、奈良県の宇智郡の村をとりあげて朝鮮人を大量に雇傭する企業家的経営について論じているが、そこでも当該地方では農業労働力は豊富に得られるということが指摘されていた(川村、1929、58頁)。これらの地域の場合、朝鮮人労働力の導入は、農業労働力不足に起因した対応であるというよりも、経営戦略として労賃が安価であり、争議を起こすリスクも低く、かつ共同体の規範に拘束されない労働力を積極的に導入したというほうが妥当であるように思われる。農村において農業労働者を調達するシステムは近代以前からきわめて多様なかたちをとっており、それは1つの「伝統」といってよい移動労働の形態をつくりだしていた。そうした伝統的な労働力調達システムが変容し、植民地領有以後に形成された植民地出身者が滞在する都市下層が接続されたのである。

ここで村の側へ視線を移すならば、国家の側が常に農村への異民族の定着を拒否し続けたことと対比して(安岡、2010、61頁)、必要であれば、いかなる「他者」も組み込んでいくという一面が村には歴史的に存在したといえる。言い方を変えれば、ここに存在したのは市場経済の浸透という攪乱状態に向き合うための農村のフレキシビリティであったともいえる。それは集落に君臨する大地主であったから可能であったかということ、必ずしもそうではない。ある京都の農家(『農家経済調査簿』調査簿番号98)では経営規模は小さいものの、夫婦2人だけの自家労力では不足するため朝鮮人年雇を雇用していたという場合もみられるからである。もちろん、組み込んだということと抑圧の有無は別の問題であることは言うまでもない。

この後には、戦時体制下で小作農化してゆく過程が続く。その実態分析は今後の研究課題であり、さまざまな事例が発掘、分析されていく中で深化させられていくべきものであろう。このころ先駆的に農村に定着し、資本を形成し得た層こそが、小作地を任されるようになっていく。流動的な雇用環境の中で、村の生活に適合していったこうした朝鮮人労働者たちが、戦時期における朝鮮人農民の小作農化が進行するにあたって中核的役割を果たしていくということはすでに先の研究で明らかにされたとおりである。川西村のこの経営において、おそらくそれは「春

山」のような人物であっただろうが、定着や再生産を示唆する資料が存在しなかったため、どこまでも憶測である。これらの農村で働く人々が自らの状況をどう受け止め、変化していったのかということは、闘争として顕在化しておらず、同化と差別の力が両方作用している以上、個別には絶えず揺らいでいたとしておくほかない(世界恐慌期に萌芽的にみられる農業労働者たちによる闘争にみられる民族問題については、他地域の事例なので別途取り上げたい)。それらは一方で民族性に覚醒し独立へと向かう契機を形成するか、また他方では「日本人」になることの意味を受け入れていく契機も形成しえたように思える。部分的に指摘するにとどまったが、移民である彼らのもっていたネットワークあるいは休日の過ごし方なども含めて明らかにしていくことで、そうした領域に迫っていけるかもしれない。また、実態の比較として朝鮮におけるモスムなどの農村労働の実態と併せて検討される必要がある。

最後に。本研究でとりあげた経営が日本農業の全体に拡大するということはなかったが、それでもたしかに存在した。その意味は「典型」でないという理由で過小評価されてきたといえないだろうか。しかし、ここまでの研究をつうじて、日本における近代とは、まさに帝国の近代に他ならなかったということを、改めて地域村落のレベルから問い直す手掛かりは提示できたと思う。ひとつの民族が領土支配をつうじて他の民族を支配するとき、民族の根源と思惟されてきた農村という場で変容が起きていたことの意味は小さくない。

その位置づけを試みておく。近年、植民地史研究が活況を呈しており、とりわけ朝鮮史研究の分野においては「植民地近代論」が重要な主題となってきた(日本植民地研究会、2008)。論争の詳細には立ち入らないが、従来の発展段階論的な視角からする、近代化の遅れた地域としての植民地像を批判し、その「遅れ」こそが宗主国との関係性のなかで「近代の一部」として構築されたものであると捉え返すという提起自体は重要である。だがしかし、ここでは宗主国である日本自体の近代性について、議論からともすれば捨象されているように思う。つまり、その認識では、20世紀の後半に至っても一貫して「近代化」を目指し続けてきた日本農村の、つまり日本社会を生きた多数のんびとが歩んできた歴史と乖離する点があるように思われるのである。

本研究で示してきたように、生産現場で働く人びとの姿をローカルに観察するならば、近代的労働者

であったのは朝鮮人年雇であり、伝統的世界に生きていたのはむしろ日本人年雇の側であった。剥き出しの状態で労働市場に投げ出された朝鮮人労働者の姿を通して日本人労働者の姿を見てみると、農村に生きるということが一方では家や村という伝統的な諸関係に拘束されることであると同時に、自らに商品化を強いる市場経済の力から保護されることでもあったという二重性が鮮明に浮かび上がってくる。

この局所的な近代化の逆転現象は、朝鮮に加えられた植民地化の暴力と同時に、まさに近代化過程を「圧縮」した「中進国」として帝国主義の時代に登場した日本の近代の一つの「典型」を示しているとも言い得るし、今日のグローバル化の時代との異同を考察する手掛かりにもなるように思われる<sup>(25)</sup>。

一様でなく相互に関連する近代(性)の展開過程、人の移動と市場化や植民地主義の孕む重層的な問題を、私たちは日本農村に生きてきた人びとの歴史からまだまだ学んでゆけるのではないだろうか。

## 注

- (1) 不十分な調査ではあるが資料として統計表「昭和21年10月21日現在外国人(除二重国籍人)および非日本人所有農地、牧野、未墾地(山林、原野)」がある(農地改革記録委員会、1951、278頁)。ただし同表は二重国籍人を除外したこと等、戦時末期の変容を正確に反映していないと考えられる。
- (2) 作男を筆頭に、「其ノ他ノ農業労働者」4,027人、炭焼夫2,001人、牧夫・畜産労働者1,248人が主な雇用形態であり、小作・自作を意味するであろう農耕業主は827人である。なお、このほかに男女1人ずつ合計わずか2人であるが「小作料ニ依ル者」も存在した(内閣統計局、1935、224～225頁)。
- (3) 山田盛太郎は5町歩地主の減少と年雇の減少を関連づけることによって、明治時代前期には年雇100万人を推定できるとした(山田、1949、166頁)。山田推計による他ないのは、この時まで農業労働者に関する全国的統計が存在しないからである。千田正作が指摘するように、1921年の「農業労働会議」とも呼ばれた第3回国際労働会議の開催を期に、ようやく全国的な農業労働者の統計がなされた(千田、1971、45頁)。
- (4) 震災後の土木事業に従事するため600人以上の朝鮮人が入来し、中郡峰山町に相愛会の支部が設立され、そこから農業労働への斡旋があったとのことである。
- (5) 『農家経済調査簿』309、「概況・戸口」欄を参照。
- (6) 1881年に78%で1927年に87%、1935年には93%まで上昇した(農林省農林経済局農政課、1959、5頁および『農家経済調査簿』)。
- (7) 近年の研究は、国粋会員だけでなく、周辺地域の一般住民も国粋会側に参加していたことを強調している(鈴木、2004)。

- (8) 国勢調査によると、1930年時点での奈良県における朝鮮人数は4,639人で、そのうち有業者が3,073人、農業関係者は619人(20.1%)。全国平均と比べても著しく高いといえる。内閣統計局(1933)より算出。こうした状況が左派の農民組合である全国農民組合奈良県連合会の書記として朝鮮人である全虎岩(立花貞治)が活躍するという状況の背景にあったのだろう(浅野、1999、とくに「奈良県の農民運動と全虎岩(立花貞治—春吉)」)。
- (9) 「明治四十年第二回磯城郡地主会協議題」(荒木、1961、62～63頁)を引用。
- (10) 1927年には村内の唯一の綿織工場でも村内あるいは山間部からですら「女工」の確保が難しくなり、朝鮮人労働者の雇用が開始されたという(農林省農林経済局農政課、1959、148)。また、農業年雇としての朝鮮人の導入は1932年の1件がもっとも早いものとして紹介されているが(前掲書、145)、本資料から明らかのように1928年3月の時点ですでにK家だけで4名が雇用されていた。
- (11) 住込みが1人、通いが2人。うち1人は小作地管理、農場監督が主たる任務であり労働過程にはほとんど関与せず給料も別体系。
- (12) 村における小作料は高:1石8斗、普通:1石6斗、低:1石5斗であった。『農家経済調査簿』309の「地方概況」、「土地の分配状況」を参照。
- (13) ここでは下女たちの従事していたと思われる、労働者向けの炊事その他の家事労働についての記載がごく例外的にしか記載されていないという、資料的な制約が存在することも指摘しておくかなくてはいけない。下女としての女性による家事労働の実態解明は重要な課題である。また、0.2%にすぎないが、手間かえ等分家との間の手伝い(=「ユイ」)もごくわずかにではあるが存在した。本経営も、決して村内の農業から孤立していたわけではなく、村の諸関係のなかに位置づけられていた。
- (14) また彼らが稲作労働技術を習得していることを勘案すれば大阪に多数在留していた済州島出身者でもなかったことが推察される(済州島では米がほとんど生産されていなかったから)。高誠晩氏のアドバイスによる。
- (15) 乾燥機はさまざまな種類があるが、一度に15～20石(3～4反分の量)の籾を入れることができ、1日で十分乾燥できるという(農業技術研究会、1960、53頁)。
- (16) 食費は1人1日平均45銭相当が充当された。内訳は米(8合)、自家栽培の野菜、その他とされる。1928年3月31日の件より。住込の日本人年雇と朝鮮人年雇は、「雇人用」としてあてがわれた四畳と四畳半の部屋で暮らしていた。寝起き、食事をともにする過程での彼らの関係は、どのようなものであっただろうか。
- (17) この地域では6日労働して1日休む「六歳」制度が一般的であったというが、それよりも若干日本人年雇の休日数は多くなっている(農林省農林経済局農政課、1959、144頁)。
- (18) 下女「とめ」、「きく」が解雇された後に雇用された下女「まく」の給与は年140円に加えて10円程度の反物支給というもので(12月28日より)、月12円程度というものであった。朝鮮人女性の作女としての雇用がほとんど見られないということは、家事=再生産労働の分野には異なる民族を雇用しなかったということである。ここには民族間

題と同時に、農村女性における代替不可能なまでの低賃金の問題が重畳していよう。

- (19) 「雇人の待遇法」(奈良県農会、1924、19頁)。
- (20) 1907年に磯城郡地主会は「農家奉公人保護ノ件」として労働者確保のための対策を練っており、その中に「被雇人慰撫のため毎年一回以上被雇人をして雇主付添へ団体旅行すること」とある(荒木、1961、63頁)。
- (21) 1821年7月、結崎郷の奉公人たちは団結してヤブ入り獲得の相談をし、村役人に強談判を行なった。「差上申御受書」(川西村史編集委員会編、1957、221～222頁)とその解説を参照。
- (22) 国家儀礼、民俗行事の用語は民俗学の市川秀之(市川、2010)によった。
- (23) 安養院(律宗)を墓寺として結崎と近隣の村は墓郷を形成している。毎年8月11日に墓会施餓鬼が開催される(平凡社、1981、375～376頁)。
- (24) 実質的に日雇労働であるにもかかわらず、年雇という名称を与えられている点も興味深い。「年雇」という名称は従属的存在のメタファーとして使われていた。民族的な支配関係が、村の伝統的な語彙によって解釈されていたといえる。
- (25) 「中進国」規定の含意については野田公夫の研究(野田、2012、序章)を参照。

## 参考文献

- Amrith, Sunil, 2011, *Migration and Diaspora in Modern Asia*, Cambridge University Press
- 荒木幹雄、1961、明治期奈良盆地における農民層分解、日本史研究 55
- 荒木幹雄、1996、日本蚕糸業発達とその基盤、ミネルヴァ書房
- 有泉貞夫、1968、明治国家と祝祭日、歴史学研究 341
- 浅野安隆、1999、近世大和の身分制、部落問題研究所
- 平凡社編、1981、奈良県の地名、平凡社
- 市川秀之、2010、神武天皇祭の民俗行事化、日本民俗学 261
- 金谷嘉郎、1962、幕末期における農村雇傭労働者層の動向、ヒストリア 34
- 川西町史編集委員会編、2004、川西町史本文編、川西町
- 川西村史編集委員会編、1957、川西村史、川西村役場
- 川村和嘉治、1929、内地農業経営に現はれたる朝鮮人労働者の研究、京都帝国大学農学部農林経済学教室卒業論文

- 熊谷苑子、2004、二十一世紀村落研究の視点、村落社会研究 39
- 千田正作、1971、農業雇傭労働の研究、東京大学出版会
- 奈良県農会、1924、雇人の待遇法、奈良県農会報 104
- 日本植民地研究会、2008、日本植民地研究の現状と課題、アテネ社
- 野田公夫、2012、日本農業の発展論理、農文協
- 農業技術研究会編著、1960、移りゆく農村、三一書房
- 農林省農林経済局農政課、1959、零細農基本対策調査報告、農林省農林経済局農政課
- 農地改革記録委員会、1951、農地改革顛末概要、農政調査会
- 大槻正男、1941、農業労働論、西ヶ原刊行会
- 清水洋二、1983、戦前期における農村労働力の流出構造、葉山禎作・阿部正昭・中安定子編、伝統的経済社会の歴史的展開 上巻、時潮社
- 清水洋二、1991、稲作の村、日本村落史講座編集委員会、日本村落史講座、第8巻、生活3、雄山閣
- Sucheng, Chan, 1991, *Asian Americans: an interpretive history*, Twayne
- スコット, ジェームス、1999、モーラル・エコノミー、勁草書房
- 鈴木良、2004、地域支配の構造、部落問題研究 167
- 徳永光俊、1997、日本農法史研究、農文協
- 農商務省農務局、1921、本邦農業ノ概況及農業労働者ニ関スル調査、農商務省農務局
- 内閣統計局、1925、大正九年国勢調査報告 全国の部 第2巻 職業、内閣統計局
- 内閣統計局、1933、昭和五年国勢調査報告、第9巻府県編奈良県、内閣統計局
- 内閣統計局、1933-1935、昭和五年国勢調査報告、第4巻府県編、内閣統計局
- 内閣統計局、1935、昭和五年国勢調査報告、第2巻職業及び産業、内閣統計局
- 安岡健一、2010、戦前期日本農村における朝鮮人農民と戦後の変容、農業史研究 44
- 山田盛太郎、1949、農地改革の歴史的意義、矢内原忠雄編、戦後日本経済の諸問題、有斐閣

## [付記]

本稿は2012年5月に開催された第12回日中韓農業史学会国際大会(大韓民国、江原道、春川)にて口頭報告した研究を、大幅に修正したものである。